

風しん抗体検査・予防接種クーポン券の有効期限が3年間延長されました

風しんの予防接種を公的に受ける機会がなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に、無料で抗体検査・予防接種が受けられるクーポン券を令和元年・2年に送付しました。

クーポン券の有効期限が令和7年3月末まで延長になったことを受け、抗体検査が未実施の対象者に今年5月にクーポン券を発送予定です。無料で検査が受けられるこの機会に、ぜひ抗体検査を受けましょう！

なぜ抗体検査が必要なの？

風しんの免疫がない女性が妊娠中に風しんにかかると胎児も風しんウイルスに感染し、「先天性風しん症候群」の赤ちゃんが生まれることがあります。先天性風しん症候群の主な症状は難聴、心疾患、白内障などです。

妊娠中は風しんの予防接種をすることができないため、家族や周りの人が予防する必要があります。先天性風しん症候群の赤ちゃんが増えないように、抗体検査をして抗体がない場合は予防接種をお勧めします。

※過去に予防接種をした場合でも、現在は抗体が下がっている可能性があるため抗体検査を受けることをお勧めします。

問合せ 市保健センター母子保健係 (☎24-8420)

赤十字会員増強運動にご協力ください

日本赤十字社では、毎年5月を「赤十字運動月間」として「赤十字会員増強運動」を全国で展開しています。本年度も各町内会の皆さんの協力を得て会員を募集します。日本赤十字社は、災害被災地などへ医療救護活動のため救護班を派遣し、被災地の

医療インフラが回復するまで継続的に支援します。ほかに、被災者への救援物資の備蓄や、国際機関と連携して海外の自然災害被災者や紛争犠牲者などへのさまざまな支援活動に取り組んでいます。国内外を問わず幅広い活動を展開できるのは、多くの皆さんに支えられているからです。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

運動期間 5月31日(火)

基本的な運動の取り組み

- ①戸別訪問での会員募集
- ②口座振込などでの会員募集

問合せ 日本赤十字社人吉市地区(市福祉課福祉政策係内)

落ちたヒナは拾わないで

春は野鳥の繁殖期です。巣立ちしたヒナが地面に落ちて、必ず親鳥が世話をするので拾わないようにしましょう。

10月から 後期高齢者医療制度 窓口負担割合が変わります

後期高齢者医療制度(対象者は75歳以上の人(一部65歳以上の人))では、10月1日から、要件を満たす人は医療費の窓口負担割合が2割になります。

9月30日まで	
区分	負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者	1割
低所得者	1割

10月1日から	
区分	負担割合
現役並み所得者	3割
要件を満たす人	2割
一般所得者	1割
低所得者	1割

課税所得^{※1}が28万円以上の後期高齢者がいる世帯で下記に当てはまる人

後期高齢者が1人の場合	後期高齢者が2人以上の場合
 「年金収入 ^{※2} + その他の合計所得金額 ^{※3} 」が200万円以上	 「年金収入 + その他の合計所得金額」の合計が320万円以上

※1 課税所得……前年の年収から給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額で、住民税納税通知書の「課税標準」の額

※2 年金収入……遺族年金や障害年金は含まず、公的年金等控除を差し引く前の金額

※3 その他の合計所得金額……事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額

課税所得が145万円以上の現役並み所得の後期高齢者がいる世帯の人は、今までと同じ3割負担です。窓口負担が2割となる人には負担を抑える配慮措置があり、1カ月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます。(入院は対象外)

10月からの窓口負担割合見直しに伴い、令和4年度は保険証を2回交付します。

8・9月の保険証→7月中に送付
10月からの保険証→9月中に送付



問合せ 市高齢者支援課後期高齢者医療係

自動車税種別割の納付は5月31日(火)まで

自動車税種別割の納税通知書を5月初めに郵送します。納期限までに、金融機関やコンビニエンスストア、球磨地域振興局などで納付してください。

納期限 5月31日(火)

問合せ 県南広域本部収税課 (☎0965・33・3236)

障がい者は軽自動車税種別割が減免されます

障がいのある人1人につき1台の軽自動車税が減免されます。忘れずに手続きをしてください。(障がいの程度に応じた条件が異なります)

申請期限 5月31日(火)

申請場所 市税務課諸税係(新市庁舎1階)

対象者 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人

※自動車税種別割(県税)の減免を受けていない人に限りです。

手続きに必要なもの 軽自動車税種別割納税通知書、運転

で拾わないようにしましょう。

野生鳥獣や鳥類の卵は、狩猟許可を受けた人以外の捕獲や殺傷、採取が禁止されています。ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 球磨地域振興局森林保全課 (☎24・4190)、市農林整備課林務係

愛がん飼育目的でのメジロの捕獲はできません

愛がん飼育目的としたメジロやホオジロなどの捕獲はできません。平成24年3月31日までに飼養登録を受けて飼っているメジロなどは、更新手続きを行うことで、引き続き飼育することができます。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 球磨地域振興局森林保全課 (☎24・4190)、市農林整備課林務係

令和4年度狩猟免許試験

県では、シカやイノシシなど鳥獣の捕獲を認める狩猟免許試験を行います。

すでに免許を持つていて更新が必要な人のための講習は

免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)か通知カード、身体障害者手帳など

問合せ 市税務課諸税係

生活用水確保に対する補助金制度が変わります

上水道の給水区域以外に住んでいる人(団体を含む)を対象とする生活用水確保に対する補助金制度が7月1日から変わります。

補助対象事業 個人または共同で使用する既存施設の老朽化または被災などに伴う更新または移設に関する工事。補助対象工事に必要な費用のうち、施設を囲う建屋などの解体、新設、補修などは対象外

補助金額 予算の範囲内で事業に必要な費用の2分の1以内(千円未満切り捨て)とし、上限額を、飲料水供給施設組合などの団体は構成世帯が10世帯以上は300万円、10世帯未満は100万円とし、それ以外の個人使用(複数世帯で使用する場合も含む)は50万円

詳しくはお問い合わせください。

問合せ 市環境課環境衛生係

市役所窓口の場所は新市庁舎供用開始以降の情報です。